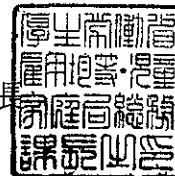


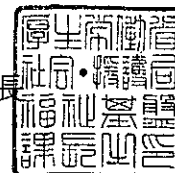
雇児総発第0603001号
社援基発第0603001号
障企発第0603001号
老計発第0603001号
平成20年6月3日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



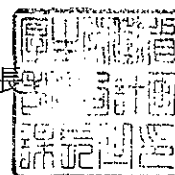
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課長



障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について

去る6月2日未明、神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等における火災の発生により、3名の方が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

障害者ケアホーム等介護を要する者等が入居する社会福祉施設等において火災が発生した場合には甚大な被害につながるおそれがあるため、平成18年1月10日付け雇児総発第0110001号・社援基発第0110001号・障企発第0110001号・老計発第0110001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長通知「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」(別添1)により、防火安全体制の徹底等をお願いしているところであります。

また、消防庁より、平成19年6月13日付け消防予第230号「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(別添2)及び消防予第231号「小規模社会福祉施

設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」(別添3)が発出されております。

貴職におかれましては、社会福祉施設等について、これらの通知の内容を踏まえ、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等、防火安全対策に万全を期すよう改めて周知徹底をお願いいたします。

なお、今回の火災を踏まえ、消防庁においても社会福祉施設等における防火安全対策の徹底について検討が行われているところであり、現在、同庁と連携しつつ厚生労働省としても今後の対応について検討しているところである旨申し添えます。